高松商工会議所

生命共済制度

災害保障特約付団体定期保険 ＋ **高松商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金）**

保険期間：2022年10月1日～2023年9月30日

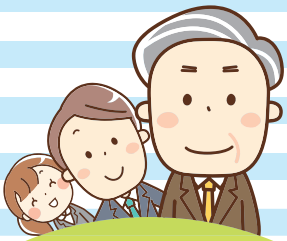

事業主・従業員の**あんしん**を
お手頃な掛金でサポートします!

4つの特徴

24時間365日保障
業務上・業務外を問わず保障

医師の診査不要
※健康状態について告知が必要
※健康状態によっては加入・増口できない場合があります。

剰余金が生じた場合は配当金を還元

掛金は全額損金または必要経費に参入
※令和4年5月現在の税制に基づくものです。

〈ご意向（ニーズ）確認のお願い〉
この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、掛金、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保障の種類

必要に応じ 加入口数をお決めください。

保障対象 ＼ 加入口数			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
病気による場合	死亡保険金（高度障害保険金）	死亡保険金は保険期間中に死亡したとき、高度障害保険金は責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として保険期間中に所定の高度障害状態〔別表１〕のいずれかに該当したとき	万円 200	万円 300	万円 400	万円 500	万円 600	万円 700	万円 800	万円 900	万円 1,000	万円 1,100	万円 1,200	万円 1,300
不慮の事故による場合	死亡保険金＋災害保険金（高度障害保険金＋障害給付金第１級）	責任開始期以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内で、かつ、保険期間中に死亡または給付割合表〔別表２〕第１級のいずれかに該当したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症〔別表３〕により保険期間中に死亡したとき	万円 400	万円 600	万円 800	万円 1,000	万円 1,200	万円 1,400	万円 1,600	万円 1,800	万円 2,000	万円 2,100	万円 2,200	万円 2,300
	障害給付金（第２級～第６級）	責任開始期以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内で、かつ、保険期間中に給付割合表〔別表２〕のいずれかに該当したとき	万円 20～140	万円 30～210	万円 40～280	万円 50～350	万円 60～420	万円 70～490	万円 80～560	万円 90～630	万円 100～700	万円 100～700	万円 100～700	万円 100～700
	入院給付金	責任開始期以後の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内で、かつ、保険期間中に５日以上日本における病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院したとき（入院１日目から支払い）（入院日数120日分（更新前の入院日数を含む）限度）	1日につき円 3,000	1日につき円 4,500	1日につき円 6,000	1日につき円 7,500	1日につき円 9,000	1日につき円 10,500	1日につき円 12,000	1日につき円 13,500	1日につき円 15,000	1日につき円 15,000	1日につき円 15,000	1日につき円 15,000

●災害保険金額は10口までが死亡保険金と同額、11口からは一律1,000万円となります。

●本商工会議所が実施している健康診断を受診した場合、受診料の割引があります。
（高松商工会議所独自の制度であり、生命保険ではありません。）

（注）① ご加入口数は１人につき通算13口が限度です。（13口を超える分は無効です。）
② 61歳～65歳のご加入については１人につき７口を限度とします。
③ 66歳～70歳の方については継続のみ１人につき５口、71歳～75歳の方については継続のみ１人につき３口を限度として取扱います。（増口はできません。）
④ 新規のご加入については、２口以上のランクでお選びください。
⑤ 保険金・給付金をお支払いできない場合があります。詳細は後述の「注意事項」をご覧ください。

お申込みの締切日と責任開始期（加入日）

2022年７月11日よりお申込みの受付を開始いたします。

●７月11日から８月10日までにお申込みのあった分については10月１日が責任開始期（加入日）となります。

●以後は毎月10日にお申込みを締切り
- 毎月１日から10日までにお申込みのあった分については翌々月１日が責任開始期（加入日）となります。
- 毎月11日から月末までにお申込みのあった分については翌々々月１日が責任開始期（加入日）となります。

［例：７月17日お申込み分については、９月23日に初回掛金が振替入金となった場合、10月１日が責任開始期（加入日）となります。］

月額掛金（概算）

単位（円）

保険年齢	生年月日	性別	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口
15歳〜35歳	昭和62年4月2日〜平成19年10月1日	男	638	957	1,276	1,595	1,914	2,233	2,552	2,871	3,190	3,355	3,520	3,685
		女	540	810	1,080	1,350	1,620	1,890	2,160	2,430	2,700	2,831	2,962	3,093
36歳〜40歳	昭和57年4月2日〜昭和62年4月1日	男	690	1,035	1,380	1,725	2,070	2,415	2,760	3,105	3,450	3,641	3,832	4,023
		女	622	933	1,244	1,555	1,866	2,177	2,488	2,799	3,110	3,282	3,454	3,626
41歳〜45歳	昭和52年4月2日〜昭和57年4月1日	男	776	1,164	1,552	1,940	2,328	2,716	3,104	3,492	3,880	4,114	4,348	4,582
		女	668	1,002	1,336	1,670	2,004	2,338	2,672	3,006	3,340	3,535	3,730	3,925
46歳〜50歳	昭和47年4月2日〜昭和52年4月1日	男	918	1,377	1,836	2,295	2,754	3,213	3,672	4,131	4,590	4,895	5,200	5,505
		女	772	1,158	1,544	1,930	2,316	2,702	3,088	3,474	3,860	4,107	4,354	4,601
51歳〜55歳	昭和42年4月2日〜昭和47年4月1日	男	1,132	1,698	2,264	2,830	3,396	3,962	4,528	5,094	5,660	6,072	6,484	6,896
		女	896	1,344	1,792	2,240	2,688	3,136	3,584	4,032	4,480	4,789	5,098	5,407
56歳〜60歳	昭和37年4月2日〜昭和42年4月1日	男	1,436	2,154	2,872	3,590	4,308	5,026	5,744	6,462	7,180	7,744	8,308	8,872
		女	1,024	1,536	2,048	2,560	3,072	3,584	4,096	4,608	5,120	5,493	5,866	6,239
61歳〜65歳	昭和32年4月2日〜昭和37年4月1日	男	1,960	2,940	3,920	4,900	5,880	6,860						
		女	1,222	1,833	2,444	3,055	3,666	4,277						
66歳〜70歳	昭和27年4月2日〜昭和32年4月1日	男	2,690	4,035	5,380	6,725								
		女	1,502	2,253	3,004	3,755								
71歳	昭和26年4月2日〜昭和27年4月1日	男	3,382	5,073										
		女	1,856	2,784										
72歳	昭和25年4月2日〜昭和26年4月1日	男	3,694	5,541										
		女	2,020	3,030										
73歳	昭和24年4月2日〜昭和25年4月1日	男	4,056	6,084										
		女	2,212	3,318										
74歳	昭和23年4月2日〜昭和24年4月1日	男	4,476	6,714										
		女	2,424	3,636										
75歳	昭和22年4月2日〜昭和23年4月1日	男	4,972	7,458										
		女	2,654	3,981										

※上記保険料には災害保障特約部分の保険料（災害保険金100万円につき男性154円、女性139円）が含まれます。

1．上表の生年月日による年齢群団は更新期の2022年10月1日を基準にしています。
2．上表の掛金には制度運営費（1口につき60円）が含まれています。（制度運営費は今後変更する場合があります。）
3．上表の66歳以上は既加入者についての掛金です。
4．上表の掛金（制度運営費を除く）は本制度の引受保険会社が主務官庁の認可を受けて定めている各男女別、年齢別の保険料率に基づいております。
5．上表は概算掛金です。申込締切後、正規掛金を算出し、3ヵ月以内に初回にさかのぼって精算します。
6．1口の掛金については本商工会議所までご照会ください。

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

税法上の取扱い

掛金の負担者	企業の形態	税法上の取扱い	備考
企業	法人	全額損金計上	福利厚生費
	個人	全額必要経費計上	被保険者が従業員（※）
		生命保険料控除の対象	被保険者が経営者

（※）印は、家族従業員の加入については、他人従業員の加入があれば同様に加入を認められる場合があります。

①法人が役員及び従業員のために負担した掛金は損金に算入できます。ただし、死亡保険金受取人が遺族の場合で、特定の使用人のみを対象としている場合は給与扱となります。（法人税基本通達9－3－5、9－3－6の2）
②個人事業主が従業員のために負担した掛金は、必要経費となります。（昭和47年所得税個別通達直審3－7）
③個人事業主が自身のために負担した掛金は、配当金、制度運営費および災害保障特約分の保険料を差し引いた金額が一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）
④死亡保険金・災害保険金は保険金受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、同第12条）
⑤被保険者が受け取る高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は非課税です。（所得税法第9条第1項第16号、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9－21）

（注）2022年5月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行なわれた場合には記載の内容と相違する場合があります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

ご契約に際してのご案内

●加入資格

本商工会議所会員事業所（当該年度会費納付済事業所）の事業主、役員およびその従業員（パート､アルバイトの方を除いても可）で満15歳以上65歳６ヵ月以下の方のうち、つぎの⑴－⑵に該当する方を除いた全員のご加入が必要です｡(年齢は2022年10月１日を基準とします)

⑴申込日現在、健康に異常があり、正常に就業（勤務）していない方。

⑵申込日より過去１年間に病気・傷害により２週間以上継続して休業（欠勤・休暇を含む）等した方。

㈱新規加入または増口に際しては、健康についての告知が必要です。
申込書の告知にて「有」の場合は、別途「団体保険被保険者告知書」を提出してください。

㈱新規加入または増口に際しては、保険加入・増口の申込内容での同意確認のため被保険者個々の記名・押印が必要です。

●加入手続きと加入者証について

- この制度に加入されるときは事業主が一括して所定申込書によりお申込みください。
  なお、お申込み後の加入口数の減口（減額）は原則としてできませんのでご留意ください。
- ご加入者に対しては「加入者証」を発行いたします。

●告知について

- 申込時の告知は被保険者自身がしてください。
- 加入後発病された方は更新の際、前年度加入口数内であれば加入資格を満たすかぎり無条件で継続加入できます。ただし、増口される場合は前記の加入資格が適用されます。

●初回掛金のお払い込み

初回掛金は責任開始期（加入日）の前月23日にご指定の預金口座より振替えさせていただきます。
（例、責任開始期（加入日）が10月１日の場合、口座振替日は９月23日です。）
23日が非営業日の場合は、翌営業日となります。
万一、口座振替が不能となった場合には、契約は不成立となり、改めてお申込みいただくことになりますのでご留意ください。

●２回目以降の掛金のお払い込み

- ２回目掛金からは当月払いとなります。２回目以降の掛金については初回掛金を振替えた預金口座より毎月23日に自動的に振替させていただきます。(例、11月分掛金、11月23日に口座振替）23日が非営業日の場合は、翌営業日となります。
- 口座振替が１ヵ月不能となった場合は、翌月の振替日に２ヵ月分の掛金を口座振替させていただきます。
- ２ヵ月連続して口座振替不能となったときは、さかのぼって効力がなくなりますのでご留意ください。

●保険期間

保険期間は2022年10月１日から2023年９月30日までの１年間。(期の途中で加入した場合は、中途加入日から９月30日まで。）脱退等のお申し出がない限り、更新時75歳６ヵ月を超えるまで以後毎年10月１日から９月30日までの期間１年間で更新いたします。

㊟更新時に、60歳６ヵ月を超える方は加入口数７口、65歳６ヵ月を超える方は加入口数５口、70歳６ヵ月を超える方は加入口数３口を限度として更新いたします。なお、65歳６ヵ月を超える方の増口はお取扱いできません。

●脱退手続き

加入している方でこの制度から脱退される場合は、その都度、本商工会議所または引受保険会社へ所定の脱退申出書を提出してください。毎月23日までにご提出があったものについて翌月の掛金の振替を中止します。
なお、本商工会議所を脱会・退職(死亡・高度障害含む)の場合も、この制度から脱退していただきます。
(脱退された場合､その時点で保障はなくなります｡ただし､当該月保険料納付期間中は保障が継続されます｡)

●保険金等の請求について

- ご加入者に万一の事があったり、不慮の事故で障害を受けたとき、または入院したときは、本商工会議所または下記引受保険会社へご連絡ください。請求に必要な書類をお送りいたします。
- 死亡保険金受取人は、申込書にて指定できます。指定なしの場合は約款順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。
  ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。
- 法人（事業主）は、被保険者の同意を得て、保険金・給付金受取人を法人（事業主）とすることができます。この場合、死亡保険金・災害保険金の請求に際しては、被保険者の遺族（労働基準法施行規則第42条または第43条に定める遺族補償を受けるべき方）の了知（請求書への記名・押印)、高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の請求に際しては、被保険者の了知（請求書への記名・押印）が必要となります。
- 死亡保険金受取人が法人（事業主）以外の場合には、災害保険金受取人は死亡保険金受取人となり、高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の受取人は被保険者となります。

●時　効

保険金・給付金の請求権は、その権利を行使することができるときから３年間請求がないときは時効により消滅します。

〔別表１〕

高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態

１．両眼の視力を全く永久に失ったもの
２．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
３．中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
４．胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
５．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
６．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
７．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
８．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

〔別表３〕

【所定の感染症】

コレラ、腸チフス、パラチフスＡ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎〈ポリオ〉、ラッサ熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群［SARS］（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限ります。）

〔別表２〕　給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級	１．両眼の視力を全く永久に失ったもの ２．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ３．中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ４．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ５．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ６．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ７．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの	１００％
第2級	８．１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの ９．10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10．１肢に第３級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の１肢に第３級の13から15までまたは第４級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの	７０％
第3級	12．１眼の視力を全く永久に失ったもの 13．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 14．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 15．１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの 16．10足指を失ったもの 17．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	５０％
第4級	18．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19．言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20．中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21．１上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 22．１下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 23．１下肢が永久に５センチ以上短縮したもの 24．１手の第１指（母指）および第２指（示指）を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）のうち少くとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの 25．１手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの 26．10足指の用を全く永久に失ったもの 27．１足の５足指を失ったもの	３０％
第5級	28．１上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29．１下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30．１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）を失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の３手指を失ったもの 31．１手の第１指（母指）および第２指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32．１足の５足指の用を全く永久に失ったもの 33．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34．１耳の聴力を全く永久に失ったもの 35．鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36．脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	１５％
第6級	37．１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38．１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39．１下肢を永久に３センチ以上短縮したもの 40．１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）の用を全く永久に失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の２手指もしくは３手指の用を全く永久に失ったもの 41．１手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の１手指または２手指を失ったもの 42．１足の第１指（母指）または他の４足指を失ったもの 43．１足の第１指（母指）を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの	１０％

●注意事項

次の場合には免責または解除等となり、保険金等のお支払いができない場合がありますので、お申込みに際しては特にご注意ください。

死亡保険金または高度障害保険金のお支払いができない場合	●被保険者がご加入（増口）後１年以内で自殺したとき。 ●被保険者の故意により高度障害状態となったとき。 ●戦争その他の変乱により被保険者が死亡したときまたは高度障害状態となったとき。（ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。） ●保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときまたは高度障害状態にさせたとき。 ●告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき。 ●高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増口）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。 ●保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき。 ●保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき。
災害保険金、障害給付金、入院給付金のお支払いができない場合	●保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。 ●被保険者の犯罪行為によるとき。 ●被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき。 ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。 ●被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。 ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。 ●地震・噴火・津波・戦争その他の変乱によるとき。（ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき。 ●災害保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入（増口）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。 ●保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき。 ●保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき。

（注）増口された場合は、増口部分についても上記の注意事項が適用されます。

●個人情報の取扱について

本保険制度の運営にあたっては、高松商工会議所（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、高松商工会議所（以下「本商工会議所」という。）が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、本商工会議所および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、本商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受保険会社は、今後、変更する場合があり、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

●生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（生命保険契約者保護機構　Tel 03－3286－2820　HPアドレスhttps://www.seihohogo.jp/）

引受保険会社

下記の引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は2022年６月１日現在のものであり、今後変更することがあります。

		引受割合	TEL		引受割合	TEL
（事務幹事）	大樹生命保険株式会社	（65.81％）	（851-9347）	大同生命保険株式会社	（12.58％）	（851-4047）
	アクサ生命保険株式会社	（11.86％）	（835-0168）	日本生命保険相互会社	（ 3.47％）	（825-0007）
	第一生命保険株式会社	（ 2.52％）	（851-0101）	住友生命保険相互会社	（ 1.65％）	（821-4443）
	ジブラルタ生命保険株式会社	（ 1.33％）	（811-7411）	朝日生命保険相互会社	（ 0.78％）	（833-2830）

この共済制度は、上記引受保険会社と本商工会議所との間で締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営されます。

当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

Nーコンシェルジュ（大樹生命 企業保険商品付帯サービス）

◆「高松商工会議所生命共済制度」にご加入いただくとヘルスケアサポートサービスを無料でご利用になれます！
お電話やメール、インターネットサービスでいつでもご相談いただけます。

＜ヘルスケアサポート＞

メンタルヘルスサポート	◆メンタルヘルス相談　◆メンタルヘルスカウンセリング（電話・対面）
健康管理・介護サポート	◆健康・介護相談　◆医療機関・介護施設案内 ◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ ◆専門医相談・女性専用相談・管理栄養士相談・育児相談
ご遺族サポート	◆FP・税務相談　◆遺族向けガイドブックのご提供

●記載の内容は2022年6月時点のものであり、今後予告なくサービスの内容を変更する場合や、サービスの提供を終了する場合があります。
●ヘルスケアサポートは、株式会社ライフケアパートナーズが提供する大樹生命対象商品のご契約者向け特典です。

〈お問い合わせ〉　**高松商工会議所　会員活動推進課**

〒760ー8515　高松市番町二丁目２番２号
TEL（087）825ー3501　FAX（087）825ー3525
URL　https://www.takacci.or.jp/　E-mail　kaiin@takacci.or.jp

大樹－KB－2022－320